

■ 貸与終了月の貸与料金

① 契約終了月（解約のご連絡を頂いた日）がその月の15日以前の場合→1ヶ月の1／2の額

② 契約終了月（解約のご連絡を頂いた日）がその月の16日以降の場合→1ヶ月の全額

3) 居宅サービスでは要介護状態区分に応じて上限額(支払い限度額)が決められています。要介護の摘要を受けその範囲でサービスを利用する場合は、貸与料の1割(一定以上所得のある方は2割または3割)をお支払い頂きます。尚、上限金額を超えてサービスを利用した場合は、超えた金額の全額が利用者負担となります。

6. 搬入・搬出料について

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与サービスの搬入・搬出費用は基本的に貸与料金に含まれております。但し、以下の場合の特例として、別途お客様とご相談の上搬入・搬出費をお支払い頂きます。詳しくは事前に担当者にご相談下さい。

- 1) 通常実施地域並びに通常実施地域以外で行う、福祉用具の搬入・搬出に特別な措置が必要な場合の当該措置にかかる費用の実費をお支払い頂きます。
- 2) 指定居宅サービス事業所における通常実施地域以外への搬入・搬出に係る交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、事業所から片道50キロメートル未満1,000円、事業所から片道50キロメートル以上2,000円を徴収する。

7. 貸与料金の請求等

- 1) ご利用料金は所定の方法にてお支払い頂きます。
- 2)【非課税】の表示がある商品には消費税はかかりません。又、課税対象商品の消費税は表示料金に含まれています。(内税表示)
- 3) 万一、貸与料金のご請求にも関わらず、お支払いが確認できない場合には、ご使用中の貸与商品を引き揚げさせて頂く場合がございます。予めご了承ください。

8. その他のサービスご利用上の注意点

- 1) 故障時等の取扱い
 - 万一故障等が起きた場合には、お問い合わせの窓口にご連絡ください。速やかに修理・交換等の手配を致します。
 - 但しお客様による故意又は、誤った使用方法による故障の場合には、別途修理料金をご負担いただきます。
- 2) 定期点検について
ご契約者から点検希望のご連絡があった場合、使用状況や適合状況をお尋ねした上で点検に伺います。出張費は原則無料です。(ご使用に不具合が生じた場合は、お早めにご連絡をお願い致します。)
- 3) 貸与品の購入への切替え
原則としてご利用中の貸与品の購入への切替えはしておりませんが、ご希望があれば別途お見積もりいたします。詳細は係員にお尋ねください。
- 4) 使用方法等の説明及び練習の実施
当社の従業者が事故防止のための留意点等の説明をさせて頂き、ご本人様及び介護される方には実際に練習をして頂きます。
(ご本人様の身体状況により練習が困難な場合は、介護される方だけの練習とさせて頂きます。)

9. 守秘義務について

当社又はその従業者が業務上知り得たお客様及びご家族の個人情報、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。なお、この守秘義務は、従業者退職後及び契約終了後も同様です。

10. 個人情報に関する同意

- 1) 前項に関わらず、当社及びサービス従業者は、お客様及びご家族の個人情報を、本説明にて同意を得て、次のとおり必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。

①介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整の為。

②お客様が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医及び医療機関の意見を求める必要のある場合。

③レンタル料金口座振替事業者（MBS）との連絡調整の為。

2) 個人情報に関する情報共有に必要な書類例は以下のとおりとします。

①介護保険被保険者証 ②アセスメント書類 ③主治医の意見書 ④減額証 ⑤身体障害者手帳 ⑥医療受給者証 ⑦診断書 ⑧納品・引取りの際の伝票類 ⑨領収書 ⑩受領書

3) 個人情報の使用及び提供の期間は、サービス提供の契約期間に準じます。

11. その他の義務

- 1) 当社及びサービス従業者は、サービスの提供にあたってお客様の生命、身体及び財産の安全に十分配慮するものとします。
- 2) 当社及びサービス従業者は貸与商品の消毒、保管、点検、運搬等について、安全・衛生を踏まえて適切な管理を行うものとします。
- 3) 当社は、お客様に対する福祉用具貸与サービスの実施について記録を作成し、2年間は保管するとともに、お客様もしくは代理人の請求に応じてこれを開示し、又はその複写物を交付するものとします。

12. 事故発生時の対応

1) 事故発生時の対応

当社が提供した福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与サービスにより、事故が発生した場合には、市区町村、お客様のご家族、お客様に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。

2) 当社は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

3) 当社は利用者に対する福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

13. 苦情・サービス内容に関する相談窓口

1) 当社お問合せ先

受付日時：月曜から金曜（但し国民の祝日、8月13日～16日、12月30日～1月4日を除く）

営業時間：9：00～18：00

担 当：友 安 達 也

連 絡 先：株式会社府中家具会館 府中家具会館ケアサポート

〒726-0012 広島県府中市中須町919番地2

電 話 0 8 4 7 - 4 5 - 4 4 4 8

F A X 0 8 4 7 - 4 5 - 3 7 9 5

2) 市区町村等にも相談・苦情受付窓口等があります。

府中市役所 介護保険課 〃 0 8 4 7 - 4 0 - 0 2 2 2

尾道市役所 高齢者福祉課 〃 0 8 4 8 - 3 8 - 9 4 4 0

福山市役所 介護保険課 〃 0 8 4 - 9 2 8 - 1 1 6 6

広島県国民健康保険団体連合会 〃 0 8 2 - 5 5 4 - 0 7 8 3